

地域福祉計画の重点施策（案）

・生活圏域としての福祉エリア区分の考え方

生活圏域としての福祉エリア区分は、それぞれの世代（子ども、子育て世代、高齢者）による生活・活動範囲の違いや、関係施設や幹線道路、鉄道等の地域資源の状況といった地域特性により設定されています。現在は部門別計画によってエリア区分が異なっており、レインボープランでは7エリア（当面は4エリア）、高齢者保健福祉計画では5エリアとなっています。

エリアについては地域福祉の推進を円滑に行うための考え方の一つであり、今後その実情や特性に応じ柔軟に展開していきます。また、情報の集約・発信としてエリアごとのイベントをとりまとめ、ホームページ等で発信するしくみの検討を行います。

・市民・地域・行政の地域福祉における協働のあり方

多様化した地域福祉に関する課題に対応するためには、市民や関係団体、行政がお互いの責任と役割を認識し合いながら、対等な立場にたった地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。そのような助け合いの地域づくりの実現に向け、市民による主体的な活動や地域コミュニティ活動の活性化や、そのためのしくみづくりを検討していきます。

また、退職して地域に戻られた方々の中には、これまで培ってきた知識・経験・技術・ネットワーク等を持った方が数多くいらっしゃいます。これらの世代を含めた地域の方々に、福祉における社会資源としてより活躍してもらうための意識啓発や情報提供等のしくみづくりを進めていきます。

・相談体制等の整備

来庁された方に適切なサービスを実施していくため、「ワンストップサービス」及び「福祉総合相談窓口」について検討していきます。

市役所での申請手続き等を一つの窓口で一元的に対応できる「ワンストップサービス」については、「第4次行財政改革大綱」に基づき、その機能の整理や実現可能性について調査・研究をしていきます。

また、「福祉総合相談窓口」については、第3次地域福祉計画の中で窓口相談の利便性を図るため、単なる案内窓口ではない総合相談窓口の実施について検討を進めてきました。現在、いきいきプラザでは総合相談窓口を設置し、来庁された方に適切な相談箇所の案内等を行っていますが、近年の相談内容の多様化などから、関係所管や医療と介護のさらなる連携の必要性が示されています。これらのことから市民の利便性をより向上し、相談される方が必要とする情報を円滑に提供できるよう、相談内容をより包括的に対応していくための検討を行っていきます。そのために必要となる、相談概要を記録したシートを作成し相談者を必要とする窓口へ適切につなげるためのしくみの導入や、所管ごとで行うサービスや情報の共有化、医療情報等の専門性のある情報の提供方法等の課題についても研究を進めていきます。

・福祉人材育成プロジェクト

福祉行政から得た事業経験や市内及び近隣に大学等の教育機関が多く立地している環境等を活かし、市民・学生等に福祉の現場で身をもって体験・学習する機会と場を提供（インターンシップ）することで、これからの地域福祉を担う新たな福祉人材の育成を図るとともに、学校・企業（福祉事業者）・行政の連携による地域福祉のネットワーク体制の確立を目指します。

・要援護者への支援体制

「東村山市地域防災計画」に基づき「要援護者支援全体計画」を作成し、推進していきます。これは日頃から地域での見守りや、災害発生時に一定の支援が必要な方（以下、「要援護者」という。）への基本的な支援方法や考え方等をまとめたものです。

「要援護者支援全体計画」では、要援護者情報の整備から避難訓練体制等まで幅広く定められています。「要援護者支援全体計画」全文は資料編をご覧ください。その中で要援護者情報の整備について概略をお示しします。

< 要援護者台帳の整備 >

市では要援護者情報について、次の2つの方式で整備し活用していきます。

(1) 要援護者台帳（行政情報抽出方式）

市が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する台帳です。この台帳は、平時からの情報共有を行いません。「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる」場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。

台帳への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため申請の必要はありません。

(2) 要援護者台帳（手上げ方式）

後述する関係団体への情報提供について、同意をいただいた方のみを一覧にした台帳です。平時から関係団体（警察署、消防署、民生委員、自治会長等）で共有し、地域での見守りにつなげます。

台帳への登録は「東村山市要援護者名簿登録申込書」を市へ提出してください。

この制度は、「地域の助け合い」により推進するもので、地域の皆さまの協力により成り立つものです。また、関係団体・支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行うもので、その支援活動に伴う様々な事柄について必ずしも責任を伴うものではありません。

要援護者台帳整備の対象者

		(1) 行政情報抽出方式 市で持っている情報 から抽出する場合	(2) 手上げ方式 下記の対象者のうち、地域での情 報提供に同意をいただいた方
高 齢 者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 要介護度 1 以上で在 宅生活をしている方 ・ 7 0 歳以上のひとり 暮らし高齢者、7 5 歳 以上の高齢者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、7 0 歳以上のひとり暮 らし高齢者、7 5 歳以上の高 齢者世帯で、単独避難が困難 な方 ・ 要介護状態等で単独避難が困 難な方
障 害 者	身体障害者	障害者手帳 1 ~ 2 級を保持し、在宅生活をしている方	原則、障害者手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	知的障害者	愛の手帳 1 ~ 2 度を保持し、在宅生活をしている方	原則、愛の手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	精神障害者		原則、精神保健福祉手帳を保持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
	難病患者		原則、都の指定する難病患者としての認定を受け、在宅生活をしているが、単独避難が困難な方
乳 児	0 歳		
妊 産 婦	妊 産 婦		
外国籍の方			日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている方

・成年後見制度の推進

成年後見制度は判断能力が不十分な方の地域生活を支える上で欠くことのできない重要な役割を果たすようになってきています。これは、契約社会における日常生活のみならず、社会福祉のしくみが措置制度から契約制度へと大きな変化を遂げたといった背景があります。

成年後見制度の申立件数については平成 11 年の事業開始から増加傾向にありますが、制度の認知は十分とは言えないのが現状です。また、成年後見制度の利用について、親族がおらず申し立てができない、後見人が見つからない、制度を利用する費用負担が難しいといった理由から、スムーズな制度利用が行えないといった状況も散見しています。

このような状況の中、当市では平成 20 年度より成年後見推進機関を設置し、緊急性の高いケースについて関係機関と調整・連携を行ったり、親族申し立てが困難なケースでは成年後見制度の市長申し立てを行ったりと、成年後見制度及び権利擁護事業の積極的な推進や周知を図ってきました。これについては今後も関係機関との横のつながりを重視した連携を進めるとともに、市民に対して一層の制度周知を進めていきます。

また今後については、親族等による成年後見の困難な方の増加が見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まることも考えられます。加えて経済の悪化等により後見人報酬の負担が困難な方が増加することも見込まれます。そのため、市民後見人の活用や法人後見監督等の制度の適正実施について研究を進めていきます。